

2017年11月29日

意見陳述書

(原告番号 128)

原告 栢管 勢津子

私は、1950年に三人兄弟の次女として生まれました。父は農家の三男で池田師範学校を戦況悪化のため3ヶ月早い1944年12月に卒業して将校見習いの軍事訓練を受け、1945年4月には岡山師団に少尉として配属されていました。父からは、岡山空襲のあったときのことを「B29が飛来してきて焼夷弾を落とすと真っ赤な火の手があちこちであがって川向こうがぼんやり明るくなっているのを兵舎からみていた」と話していたのを聞いたことがありました。

2、父は、戦後は教職についていました。父は戦争の話を、家族の前であまり話すことはありませんでした。母が亡くなり、父も教職を定年退職した後の80歳を過ぎていたころ、父のところに泊まりに行ったある日、私にぽつりと「戦争に負けて原爆に遭ったが、新しい今の憲法ができたので、教え子を戦争に送ることなく、教え子からいつまでも慕われ、父兄からは信頼されて無事に教員生活を終えることができ良かった。あの時代何も言えなく軍隊に入っていたが、私は最後には平和な教員生活を送ることができて幸せだ」と話してくれたことがありました。現憲法がもたらす平和の下で、教え子たちと共に過ごせることのできたことが人生でもっとも価値あることであったと話していました。

3、私の家では、父のいる8月6日はテレビやラジオが消されてニュース番組などに触れることがなく、不思議さを感じていました。中学生のころ、広島で被爆した先生から、被爆体験の話が

その先生の最後の授業のなかで話されました。初めて聞くその話は何か不思議で、その実情を想像できないでいました。帰宅して先生からその話があったことを母に話しました。そうしたところ母は次のような話をしてくれました。父は、長女が無事に生まれた後に「実は、広島で原爆に遭った」と初めて自らの被爆体験について、母に話したとのことでした。背中にあるケロイドも被爆によるものとのことでした。そして、被爆のことを話すと地獄絵よりも凄い光景が蘇り、苦しくなる思い出に耐えられなくなるので、あえてそのことにふれないですむように、8月6日の原爆記念日には、テレビやラジオをつけないようにしてきたとのことでした。

4、父から直接に被爆体験の話聞いたのは父の古希の祝いの時でした。父は爆心地からさほど離れていない陸軍本部の建物の外で被爆し、今もケロイドが残っている背中に被爆によるやけどを受けたそうです。気がつくと陸軍本部は崩れて、あちこちから火の手があがっていたとのことでした。線路上を人とも認識できないような異様な雰囲気と格好をした大勢の人々が歩いていた群れの中を、郊外の草津の遠縁のところを目指して歩き、気がつくとその群れの人々はいなくなってしまうとのこと。父は、被爆から半世紀も経過するようになって初めて自らの口で被爆体験を話してくれたのです。父は長い間、あの被爆した日に多くの人の群れのなかで歩いていたのに一人になってしまったので、あのときにいた人は全て亡くなり、自分だけが生き残ったのではないかとの強い罪悪感に長い間苛まされていたようでした。

5、私は、1971年3月に島根県立保育専門学校を卒業して、同年4月から社会福祉法人旭川荘、旭川児童院（重症児施設）に保母として就職しました。

旭川児童院のゆり病棟では、寝たきりあるいは少し移動できる4歳から30歳代の45名が入所していました。看護師・指導員・保母の仕事は、掃除・配膳・食事介助・おしめ交換・汚物処理など入所者の生活全てに関わることです。私たち介護職が厳しい労働環境のなかで罹患する慢性疲労性腰椎症・頸肩腕症候群を職業病として労災認定をしてもらう運動に多くの支援者の方々と

も取り組みました。入所者の就学年齢を過ぎていても学ぶ機会が欲しいと願う人、障害が重くて学校に行けない人たちの思いである「どんなに障害が重くても教育を受ける権利を認めて」の運動などにも参加しました。また、車いすの障害者が、一人でもバスに乗って外出できるようにノンステップバスの実現の運動などにも関わるがありました。こうした活動に関わることによって、少しずつではありますが社会も変わっていくことの体験は、あきらめなければ、未来を明るくできる確信になりました。

基本的人権が保障されている憲法が生活のなかに生きているということ、障害を持つ人々や乳児院の子供たち、働く仲間たちから学びながらこうした運動に関わってきました。父の人生がそうであったように平和であることを価値あることとして、民主主義の力を信じて行動することが全ての人の命を大切に生活することに繋がることだと確信することができました。私たちがいままで平和に生きてこられたのも、憲法9条によって戦争しない国としてきたからです。この憲法を無視して、集団的自衛権が行使できる戦争ができる国になることはどうしても納得ができません。

6、小学校5年になる孫は、戦争法に関するニュースをみて、「私の周りの人が、戦争で死ぬ事になる将来なんて、夢も希望もない」などと将来のことにとっても不安になっていました。私は、被爆2世として、父の「戦争はダメだ、孫やひ孫たちに平和な社会を」との思いを引き継ぎました。私の周りで共に生き、夢を大切にしてきた人々を否定するような戦争法は絶対に認められません。この戦争法は今の平穏な私の生活を脅かしています。裁判所は、戦争法は違憲であり、違憲の立法によって私に生じた精神的損害を認めて賠償を命じていただきたく、この意見陳述をいたします。